

告 示 第 6 1 7 号

令和 6 年 5 月 9 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

重複・多剤服薬者に係る適正受診・適正服薬促進事業業務委託契約における企画提案競技参加者の資格について（告示）

重複・多剤服薬者に係る適正受診・適正服薬促進事業業務委託契約における企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技に参加しようとする者は、下記要領により企画提案競技参加申出書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

- (1) 鹿児島市国民健康保険被保険者のうち、重複・多剤服薬者への服薬情報通知の作成
- (2) 通知対象者の医療費の増減の検証と効果測定
- (3) 通知発送後の通知対象者からの電話相談対応
- (4) 医師会及び薬剤師会への説明資料の作成

2 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。ただし、鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者にあっては、主たる事務所等の所在地の市区町村税（特例により猶予を受けているものを除く。）を完納していること。
- (3) 書類提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 11 年 4 月 16 日制定）及び鹿児島市物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成 8 年 5 月 28 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人であること。
- (8) 令和元年度以降に、当該業務又はこれに類する業務の実績があること。
- (9) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISM適合性評価制度認証を取得している者であること。

3 参加申込み要領

(1) 提出書類

- ア 企画提案競技参加申出書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類。3か月以内に発行されたもの。写しでも可）。鹿児島市で証明書が発行されない場合は、市内の営業を担当する事務所が所在する市区町村が発行する納税証明書（3か月以内に発行されたもの）
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）
- オ エ以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）
- カ 印鑑証明書（原本。3か月以内に発行されたもの）
- キ 直近1期分の財務諸表
- ク 業務実績調書（様式3）
- ケ 委任状兼使用印鑑届（様式4。必要な場合のみ）

(2) 提出時期

令和6年5月9日（木）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 提出書類の受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(4) 提出場所及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部国民健康保険課保健事業係（別館1階）

電話 099-808-7505

(5) 注意事項

ア この告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、3(1)のエからキまでの書類の提出を省略することができる。また、令和6年4月12日付告示第502号の令和6年度特定健診受診勧奨通知作成等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札に参加した者は、3(1)のイからキまでの書類の提出を省略することができる。

イ 本企画提案競技の参加に際しては、別に定める重複・多剤服薬者に係る適正受診・適正服薬促進事業業務委託契約における企画提案競技実施要領を確認すること。

4 その他

重複・多剤服薬者に係る適正受診・適正服薬促進事業業務委託契約における企画提案競技実施要領等の情報は、鹿児島市ホームページ (<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>) において入手することができる。